諮問第 138 号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 中型まき網漁業
- 3 はなつぎ網漁業
- 4 五智網漁業
- 5 刺し網漁業
- 6 ひき縄漁業



知事許可漁業の公示内容 目次

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	備考	許認可申請期間		期間	許認可]有效	期間	ページ
		神戸市	神戸市漁協 追加							
小型機船底びき 網漁業		二見町、播磨 町、東播磨	東二見漁協 追加	R3.3.29	~	R3.4.30	許可の日	~	R4.3.31	1
		一宮町	一宮町漁協 追加							
中型まき網漁業	いわし揚繰 網漁業	西播A	坊勢、室津漁 協更新	R3.5.14	~	R3.6.15	R3.7.1	~	R6.3.31	7
はなつぎ網漁業	さわらはなつ ぎ網	西播	家島、坊勢、 岩見、室津、 相生、赤穂市 漁協更新	R3.3.26	~	R3.4.26	R3.5.6	~	R4.5.5	11
五智網漁業	たい、はまち 五智網	江井島、二見 町、播磨町	東二見漁協 追加	R3.3.29	~	R3.4.30	許可の日	~	R6.3.31	15
五貨網漁未	あじ五智網	西二見 育波	西二見、育波 浦漁協更新	R3.4.30	~	R3.5.31	許可の日	~	R4.5.31	15
刺し網漁業	建網	神戸市 二見町、播磨 町、加古川 市、高砂市 五色町	神戸市、東播磨、五色町漁協追加	R3.3.29	~	R3.4.30	許可の日	~	R4.12.31	21
	あかした刺網	東浦	津名漁協追 加	R3.3.29	~	R3.4.30	許可の日	~	R5.6.14	
ひき縄漁業		#= +	神戸市、兵庫	D0.5.55		D0 / 22	許可の日	~	R4.12.31	27
	ひき縄	神戸巾	漁協追加	R3.3.29	9 ~	R3.4.30	(兵庫漁協) 許可の日	の組1 ~	合員) R3.12.31	
		江井島	江井ヶ島漁 協追加	R3.3.29	~	R3.4.30	許可の日	~	R3.12.31	

			-

諮問日 2021年3月15日

【 漁 業 の 種 類 】 小型機船底びき網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業のとができる船舶	D認可をするこ の隻数の上限	(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	支奴	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	神戸市東部 (神戸市の内数)					(3)隻
2	神戸市	1隻	1隻	ı	(42)隻	(44)隻
3	明石浦					(105)隻
4	林崎					(43)隻
5	江井島					(24)隻
6	二見町、播磨町、東播磨	1隻	1隻	-	(58)隻	(66)隻
7	高砂					(12)隻
8	伊保、荒井					(25)隻
9	姫路市					(31)隻
10	家島町					(304)隻
11	西播					(71)隻
12	由良					(47)隻
13	洲本炬口、津名					(38)隻
14	釜口					(10)隻
15	仮屋、森					(74)隻
16	岩屋					(36)隻
17	北淡					(103)隻
18	一宮町	1隻	1隻	-	(67)隻	(69)隻
19	五色町					(15)隻
20	湊					(3)隻
21	南あわじ					(8)隻
22	福良					(3)隻
23	南淡、沼島					(35)隻
	合計	3隻	3隻		(167)隻	(1,166)隻

[※] 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれか多い方の合計値

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置								
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格		
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の3	周年	別記2	5 トン 未満	1隻	定めなし		
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上						
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及び2	2月5日から7 月15日まで						
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年						
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上		
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上						
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上						
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の6	10月20日から翌年5月31日まで						
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の8	周年	同上	同上	同上	同上		
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上						
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の7	2月5日から7 月15日まで及 び11月25日か ら12月4日ま で						
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の9	10月20日から翌年5月31日まで						

手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の10	10月20日から翌年4月30日まで
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の11	4月1日から 12月31日まで
	別記1の12	6月1日から 12月31日まで

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、5、6、8から13まで、16、17、21、25
二見町、播磨町、東播磨	別記3の3から5まで、8から11まで、14から16まで、18から20まで、22、 24
一宮町	別記3の2、6から13まで、16、17、23から25まで

別記1 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意の あった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市 泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延 長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から 1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 2 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の3
- 5 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線 までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江埼灯台中

心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心 点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海 岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

- 8 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 10 淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤 灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から 309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 11 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井埼から南あわじ市丸山埼までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。) 15馬力以下 別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
 - ア 南あわじ市丸山埼西端
 - イ 南あわじ市釣島鼻突端
 - ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
 - 工 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 4 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 8 たちうおを目的として操業してはならない。
- 9 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 15 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 16 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。

- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 19 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 20 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 21 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 22 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

23 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から	午前4時から	午前5時から	午前6時から
	午後7時まで	午後8時まで	午後7時まで	午後6時まで

- 24 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 25 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

諮問日 2021年3月15日

【漁業の種類】 中型まき網漁業 【漁業種類】 いわし網繰網漁業

	地区			許可又は起業のができる船舶の		(参考) 直近の
番号	地区名			上限隻数	変更前	許可隻数
4	西播A	5トン以上15トン未満	6隻	6隻	_	(6)隻
'	四田人	15トン以上25トン未満	2隻	2隻	_	(2)隻
	合計		8隻	8隻		(8)隻

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格		
西播A	いわし揚繰網漁業	姫路市から赤穂市に 至る海面。ただし、共 同漁業権の区域を除 く。(注)	7月1日から 翌年3月31日 まで	別記	5トン 以上 15トン 未満	6隻	定めなし		
					15 トン 以上 25 トン 未満	2隻			

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年5月14日から同年6月15日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年7月1日から令和6年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 播磨灘航路第4号灯浮標から香川県東かがわ市引田鼻灯台を見通した線以南の区域においては 操業してはならない。
 - イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令95号) に基づいて算出した馬力数をいう。)75馬力以下

諮問日 2021年3月15日

1 【漁業の種類】 はなつぎ網漁業【漁業種類】 さわら、たいはなつぎ網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	2,50	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	東二見			_		(4)隻
	合計	0隻	0隻			(4)隻

[※] H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

2 【漁業の種類】 はなつぎ網漁業

【漁業種類】 さわらはなつぎ網漁業

	地区	公示する 隻数	こかできる船舶の長数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	│ ^文		許可隻数	基礎隻数(※)	
1	西播	52隻	52隻	-	(52)隻	(60)隻
	合計	52隻	52隻		(52)隻	(60)隻

^{※「}H5年度許可に関する考え方」の決定隻数

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		#	削限措置				
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西播	さわら はなつぎ 網漁業	姫路市広畑東防波堤灯台と同市 家島町鞍掛島灯台を見通した線 以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂 上と明石市旧東播磨港二見西防 波堤灯台(北緯34度41.53分、 東経134度53.19分)を見通した 線以北で、姫路港の港湾区域を 除いた兵庫県海面。ただし、共同 漁業権の区域を除く。(注)	5月6日から 7月5日まで	別記	10トン 未満	52隻	定めな し

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月26日から同年4月26日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月6日から令和4年5月5日までとする。
 - ② 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には 網船を錨で固定しなければならない。
 - ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令95号) に基づいて算出した馬力数をいう。) 35馬力以下

諮問日 2021年3月15日

1 【漁業の種類】 五智網漁業 【漁業種類】 たい、はまち五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	Z M	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	明石浦、林崎					(66)隻
2	江井島、二見町、播磨町	1隻	25隻	24隻	(54)隻	(66)隻
3	岩屋					(20)隻
4	北淡					(54)隻
5	福良					(4)隻
	合計	1隻	25隻	24隻		(210)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

2 【漁業の種類】 五智網漁業【漁業種類】 たい、あじ五智網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	2,00	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	一宮					(68)隻
	合計	0隻	0隻			(68)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

3 【漁業の種類】 五智網漁業

【漁業種類】たい、あじ、かます五智網漁業

	地区	公示する 生ができる船		又は起業の認可をするこ できる船舶の隻数の上限		(参考) 上限算定
番号	地区名	又纵	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	南あわじ					(17)隻
	合計	0隻	0隻		_	(17)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

4 【漁業の種類】 五智網漁業 【漁業種類】 あじ五智網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	Z M	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	西二見	4隻	4隻	-	(4)隻	(7)隻
2	育波	5隻	5隻	-	(5)隻	(8)隻
	合計				(9)隻	(15)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置								
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格		
江井島 二見町	たい、はまち 五智網漁業	別記	たい	4月 1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し		
播磨町			はまち	9月15日から 11月20日まで						

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月29日から同年4月30日まで

- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の 漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区			制限措置				
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西二見	あじ五智網漁業	別記の1	6月 1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めな し
育波	同上	別記の2	6月 1日から 11月30日まで	同上	同上	5隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月30日から同年5月31日まで

- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
 - この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年5月31日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- (注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意の あった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて 同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて 同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共 第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

諮問日 2021年3月15日

1 【漁業の種類】 刺し網漁業 【漁業種類】 建網漁業

	地区		許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	隻数	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	芦屋					(4)隻
2	神戸市	1隻	1隻	_	(74)隻	(90)隻
3	林崎、江井島					(33)隻
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市	1隻	1隻	_	(34)隻	(59)隻
5	津名					(32)隻 (19)隻
6	森					(19)隻
7	岩屋					(37)隻
8	浅野					(6)隻
9	育波					(15)隻 (10)隻
10	室津浦					(10)隻
11	五色町	1隻	1隻	=	(28)隻	(42)隻
12	南あわじ					(6)隻
	合計	3隻	3隻		(136)隻	(353)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

2 【漁業の種類】 刺し網漁業 【漁業種類】 建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	又纵	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	姫路市					(91)隻
2	一宮町					(5)隻
3	五色町					(10)隻
4	南あわじ					(3)隻
5	南淡					(8)隻
	合計	0隻	0隻			(117)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

3 【漁業の種類】 刺し網漁業

【 漁 業 種 類 】 あかした刺網漁業

	地区	公示する 隻数	とかできる船舶の受致の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	23	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	東浦	2隻	2隻		(26)隻	(41)隻
	合計		2隻		(26)隻	(41)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

4 【漁業の種類】 刺し網漁業 【漁業種類】 かに刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業のとができる船舶		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	又奴	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	高砂					(4)隻
2	家島町					(49)隻
	合計	0隻	0隻			(53)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

5 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 さわら・はまち・あじ囲刺網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	22	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	二見町					(2)隻
	合計	0隻	0隻			(2)隻

[※] H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

6 【漁業の種類】 刺し網漁業

【 漁 業 種 類 】 すずき建廻網漁業

	地区	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	24	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	高砂					(2)隻
	合計	0隻	0隻		(0)隻	(2)隻

[※] H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

7 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 さわら流網漁業

	地区		許可又は起業のとができる船舶		(参考) 直近の 許可隻数	(参考) 上限算定
番号	地区名	隻数	上限隻数	上限隻数変更前		基礎隻数(※)
1	兵庫					(4)隻
2	坊勢					(8)隻
3	西浦					(64)隻
	合計	0隻	0隻			(76)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

8 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 ひら流網漁業

	地区		許可又は起業(とができる船舶		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	隻数	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	坊勢					(8)隻
2	五色町A					(31)隻
3	五色町B					(21)隻
	合計	0隻	0隻			(60)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

9 【 漁 業 の 種 類 】 刺し網漁業 【 漁 業 種 類 】 きす流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業のとができる船舶		(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	Z M	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	仮屋、森					(14)隻
2	岩屋					(18)隻
3	北淡、一宮町					(102)隻
4	森		·			(2)隻
	合計		0隻			(136)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格		
神戸市	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし		
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上		
五色町	同上	別記の3	同上	同上	同上	1隻	同上		

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月29日から同年4月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

- (注)以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により 漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意の あった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ 線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区 域を除く。
- 3 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置									
	漁業種類	漁業種類 操業区域		推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格				
東浦	あかした刺網漁業	淡路市鵜崎と大阪府岸 和田市木材港北端を結 んだ線から、洲本市三ツ 川河口と大阪府泉南郡 岬町深日港北端を結ん だ線に至る兵庫県海面。 ただし、共同漁業権の区 域を除く。(注)		定めなし	定めなし	2隻	定めなし				

- (注)協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月29日から同年4月30日まで
- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年6月14日までとする。

諮問日 2021年3月15日

【漁業の種類】 ひき縄漁業【漁業種類】 ひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の ができる船舶の)認可をすること 隻数の上限	(参考) 直近の	(参考) 上限算定
番号	地区名	支奴	上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1	神戸市東部					
2	神戸市	2隻	2隻	-	(60)隻	(68)隻
3	東明石浦					(17)隻
4	明石浦					(100)隻
5	林崎					(33)隻
6	江井ヶ島	1隻	1隻	-	(58)隻	(70)隻
7	魚住					(16)隻
8	二見町					(50)隻
9	播磨町					(13)隻
10	加古川市					(52)隻
11	高砂市					(46)隻
12	姫路市					(73)隻
13	室津					(12)隻
14	相生、赤穂					(0)隻
15	由良					(100)隻
16	洲本、津名、東浦					(63)隻
17	岩屋					(17)隻
18	北淡					(110)隻
19	一宮町					(36)隻
20	湊					(15)隻
21	丸山					(21)隻
22	阿那賀、福良					(105)隻
23	南淡、沼島					(72)隻
	合計	3隻	3隻		(118)隻	(1,089)隻

[※] H24年~30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

		公示する 隻数	許可又は起業のができる船舶の)認可をすること 隻数の上限	直近の	(参考) 上限算定
番号	番号 地区名 地区名 上限隻数		上限隻数	変更前	許可隻数	基礎隻数(※)
1 西浦、南浦						_

[※] 大阪湾漁業協定により決定した隻数

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格	
神戸市	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし	

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月29日から同年4月30日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。 ただし、兵庫漁業協同組合に所属する組合員又は准組合員の許可の有効期間は、許可の日から令和3年 12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件 この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格		
江井ヶ島	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし		

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年3月29日から同年4月30日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に 報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。